

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料  
令和5年5月17日  
磯子警察署生活安全課

令和5年4月末現在

暫定値		令和5年4月末現在																	
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	詐欺			窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
						オレオレ詐欺	詐欺盗	キャッシュカード											
区内全域	令和5年	175		15	12	10	2	110	3	1		34	2	6	33	31	4	34	
	令和4年	150		14	16	13	3	108	2		2	28	2	8	20	46	3	9	
	増減	25		1	-4	-3	-1	2	1	1	-2	6		-2	13	-15	1	25	
磯子	令和5年	18		1	1	1		8	1			1			4	2	1	7	
	令和4年	21		1				17				2	1		3	11	1	2	
	増減	-3			1	1		-9	1			-1	-1		1	-9		5	
磯子台	令和5年	2		1														1	
	令和4年	0																	
	増減	2		1														1	
鳳町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
岡村	令和5年	13		1	2	2		7		1				1	1	4		3	
	令和4年	6			1	1		5				1				4			
	増減	7		1	1	1		2		1		-1		1	1			3	
上町	令和5年	0																	
	令和4年	2		2															
	増減	-2		-2															
上中里町	令和5年	4						4				2			1	1			
	令和4年	2						2				1				1			
	増減	2						2				1			1				
栗木	令和5年	4		1	1	1		2								2			
	令和4年	1						1								1			
	増減	3		1	1	1		1								1			
坂下町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
汐見台	令和5年	2						1				1						1	
	令和4年	8			3	1	2	4						2	1	1	1	1	
	増減	-6			-3	-1	-2	-3				1		-2	-1	-1	-1	-1	
下町	令和5年	2						2				2							
	令和4年	0																	
	増減	2						2				2							
新磯子町	令和5年	2						2											
	令和4年	0																	
	増減	2						2											
新杉田町	令和5年	6						5				1			1	3		1	
	令和4年	5						3			1	1				1		2	
	増減	1						2			-1				1	2		-1	
新中原町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新森町	令和5年	1																1	
	令和4年	0																	
	増減	1																1	
杉田	令和5年	39		4				28				9		2	14	3		7	
	令和4年	24		2	1	1		18				5			6	7	1	2	
	増減	15		2	-1	-1		10				4		2	8	-4	-1	5	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和5年4月末現在

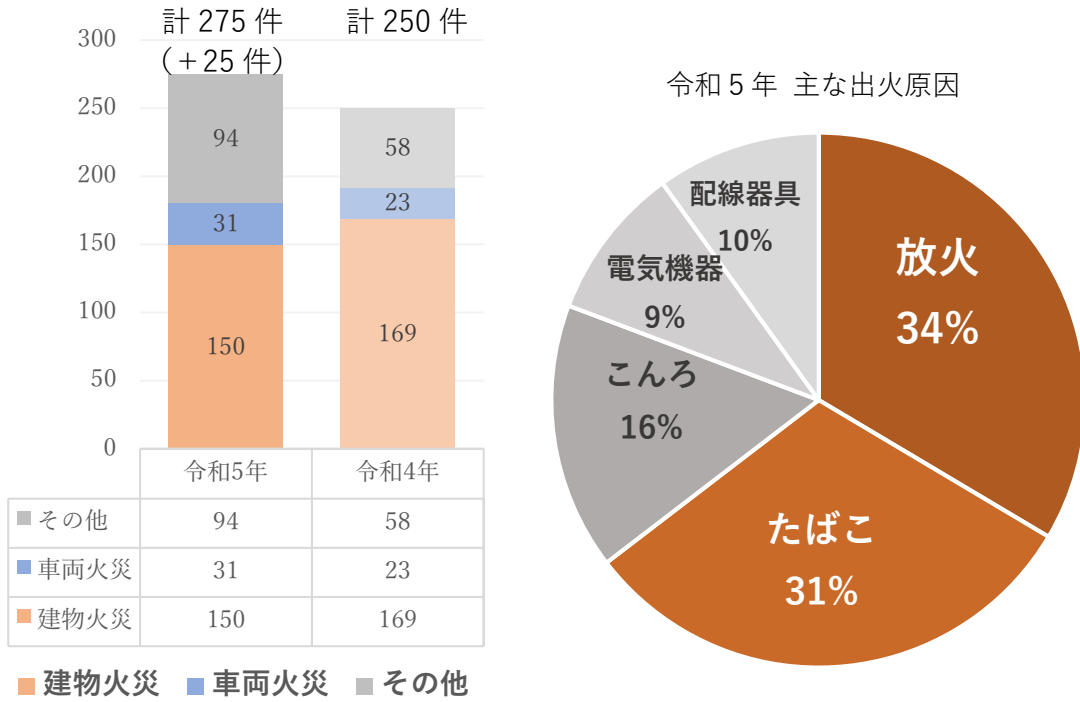
暫定値																				
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	相暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	詐欺盗	キャッシュカード	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他	
	杉田坪呑	令和5年	0																	
令和4年		1																		-1
増減		-1																		
滝頭	令和5年	3							2				1							1
	令和4年	7		1					6				2		1	2	1			1
	増減	-4		-1					-4				-1		-2	-1				
田中	令和5年	3							1				1							1
	令和4年	3							1				1							1
	増減	0							0				0							-1
中浜町	令和5年	0							1				1							
	令和4年	1							-1				-1							
	増減	-1							0				0							
中原	令和5年	7		2	2	2		3				2					1			
	令和4年	7		2	2	2		7	1			4			1		1			
	増減	0		0	0	0		-4	-1			-2			-1		0			
西町	令和5年	4		1				2				2								1
	令和4年	1						1												1
	増減	3		1				1				2								0
原町	令和5年	4			1	1		1												1
	令和4年	0																		2
	増減	4			1	1		1												-1
馬場町	令和5年	1						1				1								
	令和4年	0																		
	増減	1						1				1								
東町	令和5年	2						2				2								
	令和4年	3			1	1		2				1				1				
	増減	-1			-1	-1		0				1				-1				
久木町	令和5年	4			1	1		3						1		1	2			
	令和4年	1						1									2			
	増減	3			1	1		2						1		-1	0			
氷取沢町	令和5年	0						3							1		2			
	令和4年	3						3									2			
	増減	-3						-3							-1		0			
広地町	令和5年	2						2								2				
	令和4年	0																		
	増減	2						2								2				
丸山	令和5年	6		1				3	1			1	1						1	1
	令和4年	8		1				7	1		1	2				2	1			1
	増減	-2		0				-4	0		-1	-1	1			-2	0			0
峰町	令和5年	1																		
	令和4年	0																		
	増減	1																		
森	令和5年	18		1	1		1	12	1			3				4	4	1		3
	令和4年	10		2	1		1	6				1				2	3			1
	増減	8		-1	0		-1	6	1			2				2	1	1		2
森が丘	令和5年	4																		
	令和4年	1																		
	増減	3																		
洋光台	令和5年	25			3	2	1	21				5	1	2	5	8		1		
	令和4年	35		3	9	8	1	21				7		3	3	8		1		1
	増減	-10		-3	-6	-6	0	0				-2	1	-1	2	0				-1

# 令和5年 年中の 火災・救急 状況

<令和5年1月1日～令和5年4月30日>

## ■ 市内の火災件数・原因(前年同月比)

火災原因のうち最も多いのは「放火」次いで「たばこ」



## ■ 区内の火災件数・原因(前年同月比)

		令和5年	令和4年	増減
火災件数		6件	6件	0件
種別	建物	4件	4件	0件
	車両	0件	0件	0件
	その他	2件	2件	0件
焼損床面積		49 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	46 m <sup>2</sup>
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		2人	1人	1人

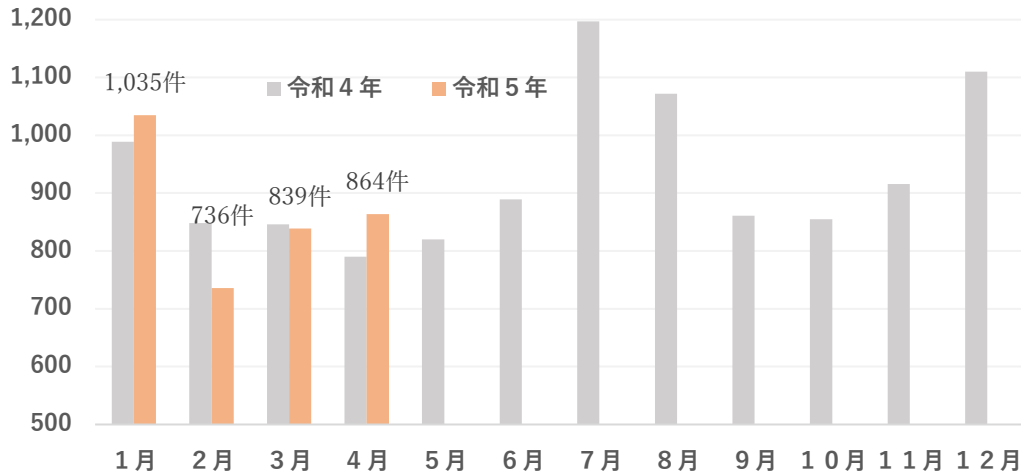
## ■ 区内の火災 (4月発生分)

- ① 4月7日(金) 磯子区森三丁目 建物火災
- ② 4月9日(日) 磯子区磯子三丁目 建物火災

## ■ 区内の救急件数

区内 3,474 件（昨年比 1 件増）

参考：（市内 76,021 件（昨年比 260 件増））



## 救急車の適正利用にご協力ください！

本年中の救急出場件数は、市内、区内ともに昨年中と比べ増加しています。

救急車は、事故による大けがや命に関わる病気で緊急に医療機関へ搬送する時に利用するものです。しかし、中には、極めて軽い症状や、通院のためのタクシー代わりと思われる救急要請もあります。このことにより、一刻も早く救急搬送が必要な人への対応が遅れることがあります。

このままでは、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、皆様のご協力をお願いします。



## 急な病気やけがで救急車を呼ぶか迷ったら・・・

### ■横浜市救急相談センター

☎ #7119 または ☎ 045-232-7119

（年中無休、24 時間対応）

- ・ 救急車を呼ぶべきか
- ・ 医療機関へ行くべき症状なのか
- ・ どの医療機関で受診できるか

### ■横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性や受診の必要性を確認できます。

横浜市救急受診ガイド

検索

## 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

### 1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

### 2 都市計画市素案説明会

#### (1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 🔍

#### (2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットのの中面をご覧ください。

### 3 縦覧（閲覧）

#### (1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

#### (2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

### 4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

### 5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

# 用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

## より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

### スケジュール

#### Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

#### Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

#### Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案(案)」の説明会や縦覧(閲覧)及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年)8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年)12月～令和4年(2022年)1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年)3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年)10月～11月

- 都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付

令和5年(2023年)6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年)7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

令和5年(2023年)9月6日 都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表  
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

# 都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

## ▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

**期間** 令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

**開催方法** 横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



## 質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

**第1次**  
**受付** 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで  
**回答** 令和5年7月11日(火) 公表予定

**第2次**  
**受付** 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで  
**回答** 令和5年7月20日(木) 公表予定

**① 電子申請**  
 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。  
 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。  
 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



**② 郵送又は持参**  
 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。  
**[提出先]** 〒231-0005  
 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階  
 ※様式は自由です。

## ▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

**① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)**  
 令和5年7月3日(月) 13時から16時  
  
 旭区二俣川2丁目50-14  
 コプレニ俣川 商業・業務棟6階  
 最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

**② 瀬谷公会堂(会議室1・2)**  
 令和5年7月4日(火) 13時から16時  
  
 瀬谷区二ツ橋町190  
 最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

**③ 金沢公会堂(多目的室)**  
 令和5年7月5日(水) 13時から16時  
  
 金沢区泥亀2丁目9-1  
 最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

**④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)**  
 令和5年7月6日(木) 13時から16時  
  
 緑区寺山町118  
 最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

**⑤ 港南公会堂(会議室1)**  
 令和5年7月7日(金) 13時から16時  
  
 港南区港南中央通10-1  
 最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

**⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)**  
 令和5年7月9日(日) 13時から16時  
  
 青葉区あざみ野2丁目3-2  
 最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

**⑦ 都筑公会堂(第一会議室)**  
 令和5年7月10日(月) 13時から16時  
  
 都筑区茅ヶ崎中央32-1  
 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

**⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)**  
 令和5年7月11日(火) 13時から16時  
  
 栄区小菅ヶ谷一丁目2-1  
 最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

**⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)**  
 令和5年7月12日(水) 13時から16時  
  
 保土ヶ谷区星川一丁目2-1  
 最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

**⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])**  
 令和5年7月13日(木) 13時から16時  
  
 戸塚区戸塚町16-17  
 最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

**⑪ 港北公会堂(1号会議室)**  
 令和5年7月14日(金) 13時から16時  
  
 港北区大豆戸町26-1  
 最寄駅▶東急東横線「大豆戸」駅

**⑫ 関内ホール(小ホール)**  
 令和5年7月15日(土) 13時から16時  
  
 中区住吉町4丁目42-1  
 最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

**⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)**  
 令和5年7月18日(火) 13時から16時  
  
 磯子区磯子三丁目5-1  
 最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

**⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)**  
 令和5年7月19日(水) 13時から16時  
  
 泉区和泉中央南五丁目4-13  
 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

**⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)**  
 令和5年7月20日(木) 13時から16時  
  
 鶴見区鶴見中央一丁目31-2  
 最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅  
 京急本線「京急鶴見」駅

**⑯ 南公会堂(1号2号会議室)**  
 令和5年7月21日(金) 13時から16時  
  
 南区浦舟町2丁目33  
 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅  
 市営地下鉄「阪東橋」駅

# 都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

## 1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧)期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



## 2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



## 3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)  
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

### Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

#### ●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



#### ●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iマップー (横浜市行政地図情報提供システム)



iマップー 🔍



# 用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

## 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

**対象** 第一種低層住居専用地域のエリア等（概ね80ha以上）の一部

〈現在建築できる建物の例〉

- 住宅
- 店舗兼用住宅（独立店舗不可）
- 幼稚園
- 小・中・高等学校
- 診療所
- 老人ホーム

**第二種低層住居専用地域**

日用品販売店舗や喫茶店などの独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例（150㎡以下）〉

- 日用品店舗
- 喫茶店
- パン屋
- 和・洋菓子店
- 理容室・美容院
- クリーニング取次店

※2階以下に限ります。  
 ※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。  
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。  
 ※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

## 見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。

**特別用途地区**

周辺の住環境に配慮しながら、指定されている用途地域ごとに日用品販売店舗などの独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉

- 喫茶店・事務所（150㎡以下）
- 上記に加え 日用品店舗（250㎡以下）

**条件**  
 第一種低層住居専用地域 + 特別用途地区の指定

**条件**  
 第二種低層住居専用地域 + 特別用途地区の指定

※2階以下に限ります。  
 ※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。  
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区  
 特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

## 見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭かつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。  
 ※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

**対象** 第一種低層住居専用地域（容積率80%/建蔽率50%/敷地面積の最低限度125㎡/外壁後退なし）の一部

**現在** (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 80% → 建てられる面積 80㎡

**変更後** (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 100% → 建てられる面積 100㎡

建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

## 見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

**対象** 準工業地域工業地域の一部

## 見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き  
 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

## 見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

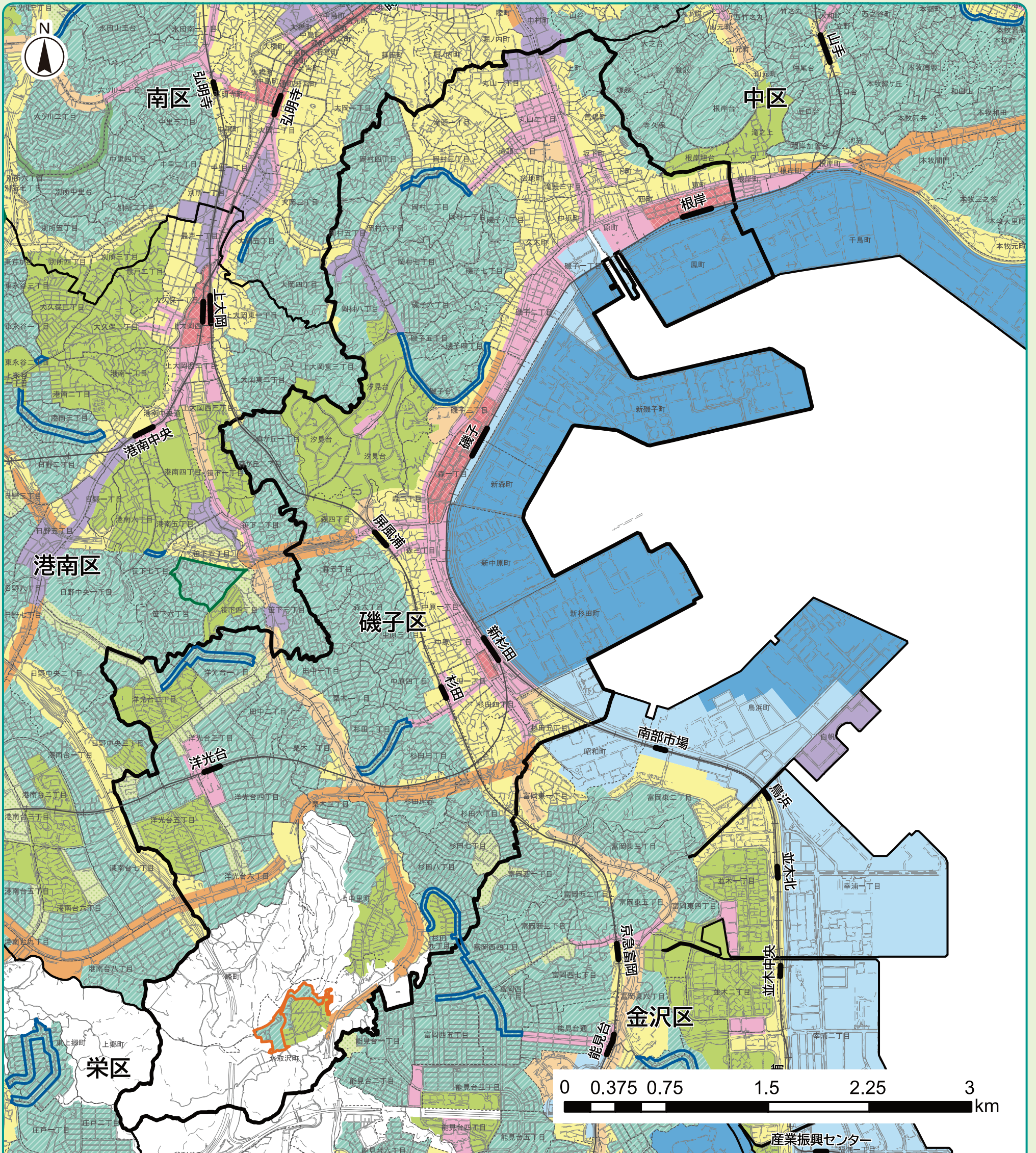
# 都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧いただけます。

## 事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

# 磯子区



### 現在の用途地域

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

### 住居系 緑化地域 既指定区域

- 近隣商業地域
- 商業地域

### 商業系 見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域

- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

### 工業系

### 見直し予定区域

- 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し
- 見直し2 特別用途地区の指定
- 見直し3 指定容積率の緩和
- 見直し4 工業系用途地域の見直し
- 見直し5 軽易な変更等

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 自主防災組織による防災訓練の実施及び書類の提出について（依頼）

日ごろより、磯子区政の運営に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

磯子区においては、例年、地域の防災力向上のため、各自主防災組織（自治会町内会、連合町内会等）において防災訓練を実施していただいているところです。訓練を実施した場合には、大変お手数をおかけいたしますが、防災訓練実施報告書の作成及び提出をお願いいたします。

### 1 防災訓練実施報告書の作成・提出について（防災訓練を実施した全ての自主防災組織が対象）

- (1) 提出期限 **訓練終了後 14 日以内**
- (2) 提出先 **磯子区役所 総務課危機管理担当**
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法で御提出ください。

ア 窓口：6階 総務課 64 番窓口

イ FAX：750-2530

ウ Eメール： is-bousai@city.yokohama.jp

※防災訓練実施報告書の様式は、磯子区ホームページの「防災」ページからもダウンロードすることができます。また、**訓練実施前の計画書の提出は不要**です。

### 2 訓練への消防職員派遣や資機材等の貸出要請について

事前に担当の消防署または消防出張所へご相談をお願いいたします。同一日に複数の依頼が重なった場合、お受けできない可能性がございますので、まずはお電話にて、お早めの御相談をお願いいたします。

**※連合地区ごとに担当が異なりますので、ご注意ください。**

- (1) 根岸・滝頭・岡村・磯子・汐見台連合……………磯子消防署予防係 Tel：753-0119
- (2) 屏風ヶ浦・杉田連合 ……………杉田消防出張所 Tel：773-0119
- (3) 上笹下・洋光台連合 ……………洋光台消防出張所 Tel：831-0119

【担当】 磯子区役所総務課危機管理担当  
長田・魚住  
Tel：750-2312 Fax：750-2530  
E-mail：is-bousai@city.yokohama.jp

# 令和5年度 防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ「防災」ページでダウンロードできます。

自治会 町内会							
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。							
会長 氏名		担当者 氏名		担当者 連絡先			
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。							
実施日	月	日	会場	参加者数	人		
参加者 内訳	町内会		人	消防団	人		
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑		家庭防災員	人	アマチュア無線	人	
	(うち、小学生	人/中学生	人)	日赤奉仕団	人	災害ボランティア	人
↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。							
訓練内容	[避難訓練]		[消火訓練]		[資機材取扱訓練]		
	<input type="checkbox"/>	避難経路の確認	<input type="checkbox"/>	消火器の取扱い	<input type="checkbox"/>	炊き出し	
	<input type="checkbox"/>	安否確認ハンダナを 活用した訓練	<input type="checkbox"/>	消火栓の取扱い	<input type="checkbox"/>	防災資機材取扱い	
	<input type="checkbox"/>	近隣者の安否確認	<input type="checkbox"/>	放水訓練	<input type="checkbox"/>	給水訓練(給水栓等)	
	<input type="checkbox"/>	要援護者の避難支援	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	[避難場所の確認]		[応急救護訓練]		[防災知識の向上]		
	<input type="checkbox"/>	いっつき避難場所	<input type="checkbox"/>	三角巾	<input type="checkbox"/>	防災講話	
	<input type="checkbox"/>	地域防災拠点	<input type="checkbox"/>	ロープワーク	<input type="checkbox"/>	防災ビデオ視聴	
	<input type="checkbox"/>	広域避難場所	<input type="checkbox"/>	簡易担架組立て	<input type="checkbox"/>	防災マニュアル作成	
	<input type="checkbox"/>	津波避難施設	<input type="checkbox"/>	心肺蘇生(AED)	<input type="checkbox"/>	防災マップ作成	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
[情報受伝達訓練]		[災害への備え]		[その他]			
<input type="checkbox"/>	通信訓練(トランシーバー等)	<input type="checkbox"/>	備蓄品の確認	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	災害用伝言ダイヤル	<input type="checkbox"/>	家具転倒防止の確認	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	マイタイムラインの作成	<input type="checkbox"/>			
消防署又は 区役所から 支援を受けた 場合	消防署による メニュー	<input type="checkbox"/>	消火器取扱訓練	<input type="checkbox"/>	初期消火器具取扱訓練	<input type="checkbox"/>	救命講習
	区役所による 防災講話	《テーマ》	<input type="checkbox"/>	避難訓練	<input type="checkbox"/>	各種講話(テーマ: )	
		<input type="checkbox"/>	車両見学	<input type="checkbox"/>	その他( )		
		<input type="checkbox"/>	地震	<input type="checkbox"/>	自助(備蓄、家具固定等)	<input type="checkbox"/>	共助(防災訓練等)
		<input type="checkbox"/>	風水害	<input type="checkbox"/>	避難所	<input type="checkbox"/>	その他( )
その他	良かった点、 課題と感 じる点など						
	今後取り組 んでみたい 訓練メ ニュー						

※防災ボランティア団体正式名称: 横浜市アマチュア無線非常通信協力会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

# 令和 年度 防災訓練実施報告書

※訓練実施後14日以内にご提出をお願いいたします。

※この様式は、磯子区ホームページ「防災」ページでダウンロードできます。

自治会 町内会	●●自治会				
↑合同訓練の場合は、参加する全ての自治会町内会の名称(連合単位の場合は連合名のみ)を記入し、1枚のみ提出してください。					
会長 氏名	磯子 花子	担当者 氏名	横浜 太郎	担当者 連絡先	123-4567
↑合同訓練の場合は、この計画書を作成した自治会町内会の会長・担当者を記入してください。					
実施日	9 月 1 日	会場	××公園	参加者数	65 人
参加者 内訳	町内会	50 人	消防団	3 人	防災ボランティア※
	合同の場合は各町内会の合計を記入↑ (うち、小学生 10 人/中学生 5 人)		家庭防災員	2 人	アマチュア無線 2 人 防災ライセンス 2 人
			日赤奉仕団	2 人	災害ボランティア 2 人 救命ボランティア 2 人
↑中学生・小学生の参加があった場合は、忘れずに人数をご記入ください。					
訓練内容	[避難訓練]		[消火訓練]		[資機材取扱訓練]
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難経路の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認バンダナを活用した訓練 <input type="checkbox"/> 近隣者の安否確認 <input type="checkbox"/> 要援護者の避難支援		<input checked="" type="checkbox"/> 消火器の取扱い <input type="checkbox"/> 消火栓の取扱い <input checked="" type="checkbox"/> 放水訓練 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 炊き出し <input checked="" type="checkbox"/> 防災資機材取扱い <input type="checkbox"/> 給水訓練(給水栓等) <input type="checkbox"/>
	[避難場所の確認]		[応急救護訓練]		[防災知識の向上]
	<input checked="" type="checkbox"/> いੱつき避難場所 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点 <input checked="" type="checkbox"/> 広域避難場所 <input type="checkbox"/> 津波避難施設 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> ロープワーク <input checked="" type="checkbox"/> 簡易担架組立て <input checked="" type="checkbox"/> 心肺蘇生(AED) <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 防災講話 <input type="checkbox"/> 防災ビデオ視聴 <input type="checkbox"/> 防災マニュアル作成 <input type="checkbox"/> 防災マップ作成 <input type="checkbox"/>
	[情報受伝達訓練]		[災害への備え]		[その他]
	<input checked="" type="checkbox"/> 通信訓練(トランシーバー等) <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 備蓄品の確認 <input type="checkbox"/> 家具転倒防止の確認 <input checked="" type="checkbox"/> マイタイムラインの作成		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
消防署又は 区役所から 支援を受け た場合	消防署による メニュー	<input checked="" type="checkbox"/> 消火器取扱訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 車両見学	<input type="checkbox"/> 初期消火器具取扱訓練 <input type="checkbox"/> 各種講話(テーマ: ) <input type="checkbox"/> その他( )		
	区役所による 防災講話	<<テーマ>> <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害	<input type="checkbox"/> 自助(備蓄、家具固定等) <input type="checkbox"/> 避難所	<input type="checkbox"/> 共助(防災訓練等) <input type="checkbox"/> その他( )	
その他	良かった点、 課題と感じる 点など	・住民同士で安全な経路や危険箇所等を確認しながら避難訓練を行うことができた。 ・災害時に要援護者を支援する方法を決めておく必要がある。 ・マイタイムラインの作成によって、個々の避難行動への理解が深まった。			
	今後取り組ん でみたい訓 練メニュー	・要援護者の安否確認・避難誘導訓練 ・自助・共助の意識を高めるための防災講話			

※防災ボランティア団体正式名称:横浜市アマチュア無線非常通信協力会・磯子区支部、横浜防災ライセンス・磯子、磯子区災害ボランティアネットワーク、磯子救命ボランティア

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 磯子区緊急時情報伝達システムへの登録について（ご案内）

「緊急時情報伝達システム」は、予め登録された電話番号に自動音声で気象警報等の防災情報や、「断水」「ガス漏れ」など、地域限定の緊急情報を発信させていただくシステムです。登録・利用については無料となります。

### 1 事業内容

自治会町内会長の皆さまの電話番号をご登録させていただき、土砂災害等の発生危険が高まり、避難の判断が必要な状況となった場合に緊急情報を発信いたします。また、特定地域で発生した断水やガス漏れ等（平日8時30分から17時15分までの間）の情報についても発信いたします。いずれも電話回線を使用し、一斉にコンピュータ音声でお知らせいたします。

### 2 登録対象者

地区連合町内会長または自治会町内会長の職にある方

### 3 申請方法

- (1) これまでにシステムに登録申請され、かつ自治会町内会長の職に変更がない方  
⇒ **提出いただく必要はありません。**

※ 継続を希望されない場合は、お手数ですが調査票をご提出ください。

- (2) これまでにシステムに登録申請され、かつ自治会町内会長の職を退いた方  
⇒ **提出いただく必要はありません。**

※ 防災担当で確認次第、登録を解除させていただきます。

- (3) これまでにシステムに登録申請されていない方  
⇒ **提出をお願いします。**

別紙「緊急時情報伝達システム登録調査票」に必要事項を記入し、磯子区総務課までご提出ください。登録を希望されない場合も、お手数ですがご提出をお願いいたします。

### 4 申請期限

令和5年6月30日（金）まで

※ 登録期間は利用者に変更がない場合、事業終了までとさせていただきます。

### 5 発信情報

高齢者等避難情報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、河川はん濫危険情報、その他区で周知の必要があると判断した緊急情報 など

# 緊急時情報伝達システム

ごく限られた場所でごく短時間に発生する猛烈な豪雨、いわゆる「ゲリラ豪雨」が増えていきます。また、近年では大雨の影響により、磯子区においてもがけ崩れなどの被害が発生しています。これら風水害による被害を軽減するためには、各自が主体的に気象情報や河川の水位情報を収集し、危険が及ぶ場合は速やかに避難するなど、状況に応じた対策を講じる必要があります。

磯子区では、区内の風水害等に係る情報を迅速に情報提供するため、地区連合町内会長をはじめ、各单位自治会町内会長に対して「磯子区緊急時情報伝達システム」を活用し、緊急情報を提供するようにいたします。

## 緊急時情報伝達システムとは

区内の災害等に係る緊急情報などを、

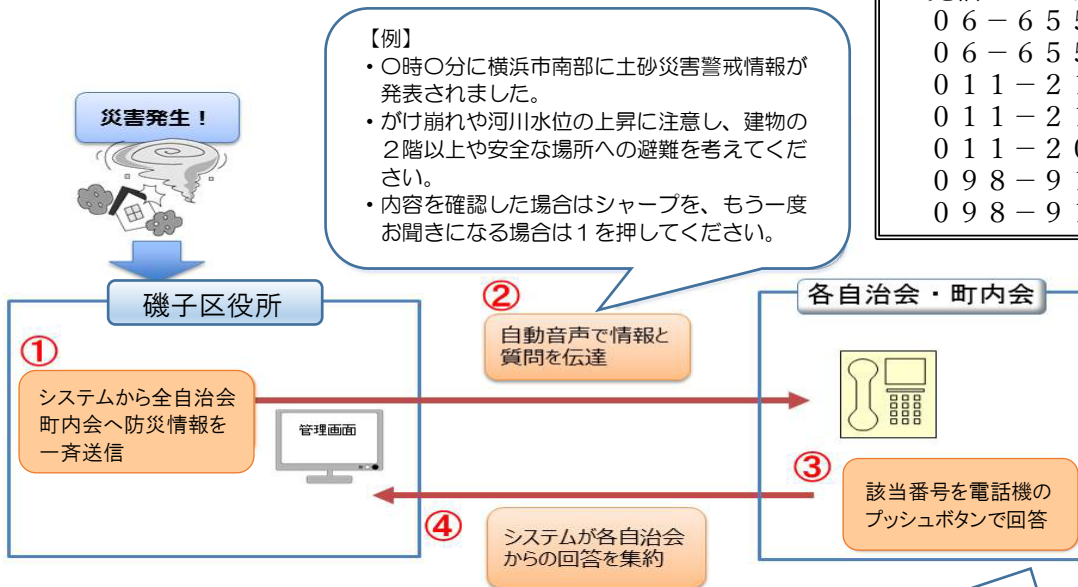
**登録した自宅の固定電話や携帯電話に  
コンピュータ音声で一斉にお知らせするシステム**です。

※登録対象者は、原則として地区連合町内会長及び自治会町内会長に限らせて頂きます。他の自治会町内会員については、自治会町内会の状況に応じて、自治会町内会長からの緊急連絡網等を活用し情報を得るようにしてください。

### 【発信情報】

高齢者等避難情報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報 など

## 情報伝達の流れ



「#」を押した段階で受信確定となり、受信結果が区に伝達されます。  
※「#」を押さない場合、三分間隔で3回、繰り返し電話が鳴ります。  
※電話を受け取れなかった場合は、《050-5306-2683》にかけていただくと、発信した内容が音声で流れます（無料）。

磯子区緊急時情報伝達システム登録調査票

要提出

※ 昨年度までにシステムに登録申請され、かつ自治会町内会長の役職に変更がなく、登録の継続を希望される場合は、本登録票を改めてご提出いただく必要はございません。

令和 年 月 日

(申請先)

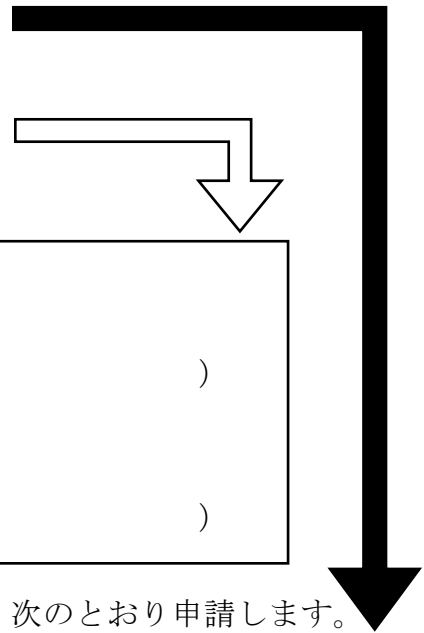
横浜市磯子区長

申請者 住所

氏名

電話

希望する  
本システムへの登録を  
希望しない  
(継続を希望しない)



希望しない場合、他の情報収集方法に○をつけてください。

- ① 既に他の情報入手手段に登録しているから  
( )  
例：防災情報 E メール、YAHOO!防災速報アプリ
- ② 携帯電話・パソコン等で情報を収集しているから
- ③ その他 ( )

磯子区緊急時情報伝達システムへの登録を希望するので、次のとおり申請します。

氏名	
自治会町内会名	
登録を希望する 電話番号 ※一つまで	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。
登録該当要件	下記のいずれかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 地区連合町内会長の職にある <input type="checkbox"/> 自治会町内会長の職にある
備考	

【返送方法】

調査票に必要な事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、E-Mail、FAX 又は郵送にて返送をお願いします。

【問い合わせ先】

磯子区役所 総務課 危機管理・地域防災担当 【区役所 6階64番窓口】

電話:750-2312 FAX:750-2530 E-Mail:is-bousai@city.yokohama.jp

※区内全自治会・町内会長様へお送りしています。





# 第47回 磯子まつり

磯子区連合町内会長会資料  
令和5年5月17日  
磯子区地域振興課

## 区民ステージ出演団体募集

### 1 概要

- (1) 日時 令和5年9月24日(日) 13:00~15:00 ※開演時間変更の可能性あり
- (2) 会場 磯子公会堂

### 2 応募の条件

- (1) 所要時間については、舞台設営・撤収、入退場、出演等を含めて5分以内としてください。
  - (2) 主催者が求める感染拡大防止のための措置には、必ず従ってください。
  - (3) 区民若しくは主な活動場所が磯子区内の団体であること。
  - (4) 政治的、宗教的、または営利を目的とするなど公益を損なう恐れのある活動をしないこと。
- ※出演の可否については、7月上旬に主催者から通知書を送付させていただきます。

### 3 締切

裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。

応募期限：令和5年6月2日(金) 12時00分必着

(持参・郵送・ファックス・eメールいずれも可)

あて先：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区役所地域振興課 磯子まつり区民ステージ担当

TEL 750-2392 FAX 750-2534 eメール [is-matsuri@city.yokohama.jp](mailto:is-matsuri@city.yokohama.jp)

### 4 注意事項等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大、台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが中止又は開催内容が変更となる場合があります。その際の対応については、決定し次第ご連絡いたします。
- (2) 応募多数の場合には抽選を行います。抽選の結果、出演が出来ない場合がありますのでご了承ください。
- (3) ルールを守れない方や、運営に協力が出来ない方、その他、虚偽の申請などがあった場合などは、出演をお断りすることがあります。
- (4) 搬入に使用する車については駐車場を用意します。裏面に搬入する予定の物品を記載ください。なお駐車場は有料となる場合もあります。また、確保台数を超える場合は抽選となります。
- (5) CDなどの音源を使用する場合には、曲数は自由ですが、使用する曲のみを入れ、通して再生できるように編集済みの状態でご提出いただきます。
- (6) 控室については、出演団体数によっては、複数の出演団体に同時にご利用いただくこととなる場合があります。
- (7) 今年も同時にパレード出演団体を募集中！そちらもご検討ください！(別に応募用紙あり)
- (8) 主催者が撮影した写真や映像を広報用を使用する場合があります。

### 5 主催者・問合せ

主催：磯子まつり振興委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課 (TEL：750-2392、FAX：750-2534)



# 第47回 磯子まつり

## 区民ステージ出演応募用紙

団体概要	団体名		
	代表者名		
	主な活動場所		
	連絡担当	氏名	
住所		〒 -	
TEL・FAX 携帯 eメール		TEL 携帯 eメール	FAX
出演内容	ジャンル (いずれかに○をする)	1. ダンス (内容: ) 2. 楽器演奏 (内容: ) 3. 歌 4. その他 ( )	
	出演者数	名	
	出演者 年齢構成	10歳未満 名、10代 名、20代 名 30代 名、40代 名、50代 名 60代 名、70代 名、80歳以上 名	
	必要物品・機材	<input type="checkbox"/> イス ( 脚) <input type="checkbox"/> マイク ( 本) <input type="checkbox"/> マイクスタンド ( 本) <input type="checkbox"/> CD演奏 <input type="checkbox"/> カセットテープ演奏 <input type="checkbox"/> MD演奏 ※上記以外の機材貸出はありません。	
	搬入車両用 駐車場	<input type="checkbox"/> 要 ※1台分まで <input type="checkbox"/> 不要 搬入物品 ( )	
	その他		

※ 所要時間については、舞台設営・撤収、入退場、出演等を含めて5分以内としてください。

※ リハーサルには対応できませんので、予めご了承ください。

# 第47回 磯子まつり 出店者募集！



## 1 概要

- (1) 日 時：令和5年9月24日（日） 10:00～15:00（変更する場合があります）  
(2) 会 場：磯子区総合庁舎周辺（屋外駐車場広場、磯子アベニュー）

## 2 出店料及び募集数

- (1) 出店場所ごとの出店料（別添「磯子まつり出店図」参照）

- ア 駐 車 場 4,000円 14団体募集  
ブースサイズ 間口2間（約3.6m）×奥行き9尺（約2.7m）  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができますが、飲食出店を優先とします。
- イ アベニューA 3,000円 5団体募集  
ブースサイズ 間口2間（約3.6m）×奥行き9尺（約2.7m）  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。
- ウ アベニューC 2,000円 18団体募集  
ブースサイズ 間口2間（約3.6m）×奥行き9尺（約2.7m）  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。
- エ アベニューD 1,000円 6団体募集  
ブースサイズ 間口2間（約3.6m）×奥行き9尺（約2.7m）  
※飲食、物販、啓発活動などの出店ができます。

注1）食品提供については、現地で加熱調理してその場で飲食させる品物、または以下を満たしている食品のみの取扱いとします。なお、今回の磯子まつりは会場内での飲食可です。

- |   |
|---|
| <p>①提供する食品に応じた営業許可のある施設で作られ、<br/>食品表示（名称・原材料名・期限表示・製造者・保存方法など）がされたもの<br/>（例：お弁当や唐揚げなど→飲食店営業許可 焼菓子やパンなど→菓子製造業許可）</p> <p>②常温保存が可能なもの</p> <p>③容器に入れられたもの、もしくは包装されたもの<br/>（例：仕入れ品の場合は容器に入ったまま又は包装されたまま販売）</p> |
|---|

注2）ブースの大きさは原則です。多少の誤差についてはご了承いただきますようお願いいたします。  
出店内容によって募集数より決定団体が増減する可能性があります。

### (2) 有料貸出物品

感染症対策として、ブース内にビニールシートまたはアクリル板を設置いたします（主催者負担）。  
そのため、食品を取り扱わない店舗につきましても出店内容を考慮し、テント（ビニールシートを設置）もしくはテーブル（アクリル板を設置）のどちらかを必ず用意してください。なお、ご自身でテントもしくはテーブルを用意いただいても構いません。

両方用意いただいた場合は、ビニールシート及びアクリル板のどちらかを選択いただくため、後日調整させていただきます。

裏面あり

ア テント	3,500 円	<u>※食品を扱う店舗は必須です。</u>
イ テント横幕	3,000 円	<u>※食品を扱う店舗は必須です。</u>
ウ テーブル	1,000 円	※大きさは、約1.8m×0.45mです。
エ イス	300 円	
オ 発電機	5,000 円	※消火器及びコードリールを含みます。電源が必要な場合は必須です。 また、使用できるコンセント数は1つです。

※貸出物品の設営・撤去は、まつり当日に主催者が行います。

※その他出店に際し必要な物品は出店者がご用意ください。

### 3 応募の条件

磯子区内で活動を行っている団体であること。なお、応募時に団体規約等組織の内容を示す書類、活動実績が分かる書類（活動で使用した書類や写真等）を提出していただきます。

- (1) 主催者が求める感染拡大防止のための措置には、必ず従ってください。
- (2) 政治的、宗教的な活動を行っている団体や公益を損なう恐れのある出店はお断りします。

### 4 応募方法及び締切

別紙応募用紙に記入のうえ、必要書類（3 応募の条件参照）を添付して次のとおりご提出ください。

応募期限：令和5年5月31日（水）正午必着（持参・郵送・ファックス・eメールいずれも可）

あて先：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課 磯子まつり出店担当  
TEL 750-2397 FAX 750-2534 eメール [is-matsuri@city.yokohama.jp](mailto:is-matsuri@city.yokohama.jp)

### 5 出店の決定

出店の可否等については、7月上旬に主催者から通知書を送付いたします。その際に、出店に関して提出いただく書類一式を同封いたします。

また、出店が決定した団体につきましては、説明会を7月下旬に開催する予定ですので、ご参加いただきますようお願いいたします。

### 6 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、磯子まつりの開催内容を変更する場合があります。その際の対応については、決定し次第ご連絡いたします。
- (2) 出店者の都合・新型コロナウイルス感染症の拡大・台風等の災害・選挙等に伴いまつりが中止になった場合も、出店料及び有料貸出物品費用は原則として返還できませんのでご了承ください。
- (3) 応募多数の際は抽選を行う場合があります。その結果、出店できない場合もありますのでご了承ください。
- (4) 出店場所の詳細については、磯子まつり振興委員会で決定します。
- (5) 搬入に使用する車については出店者用駐車場を用意しますが、有料となる場合もあります。また、確保台数を超える場合は、抽選となります。
- (6) 火器を使用する場合は、必ず消火器を出店者が出店ブース内に配備してください。
- (7) 事故等のないよう、安全管理の徹底をお願いします。特に食品については、消費期限・賞味期限の扱いに十分ご注意ください。
- (8) ルールを守れない方や、運営に協力できない方、虚偽の申請があった場合など、出店をお断りすることがあります。
- (9) 水は区役所駐車場の水栓を使用できますが、最低限での使用をお願いします。なお、出店者機材等の洗浄には使用できません。

### 7 主催者・問合せ

主 催：磯子まつり振興委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課（TEL：750-2397、FAX：750-2534）

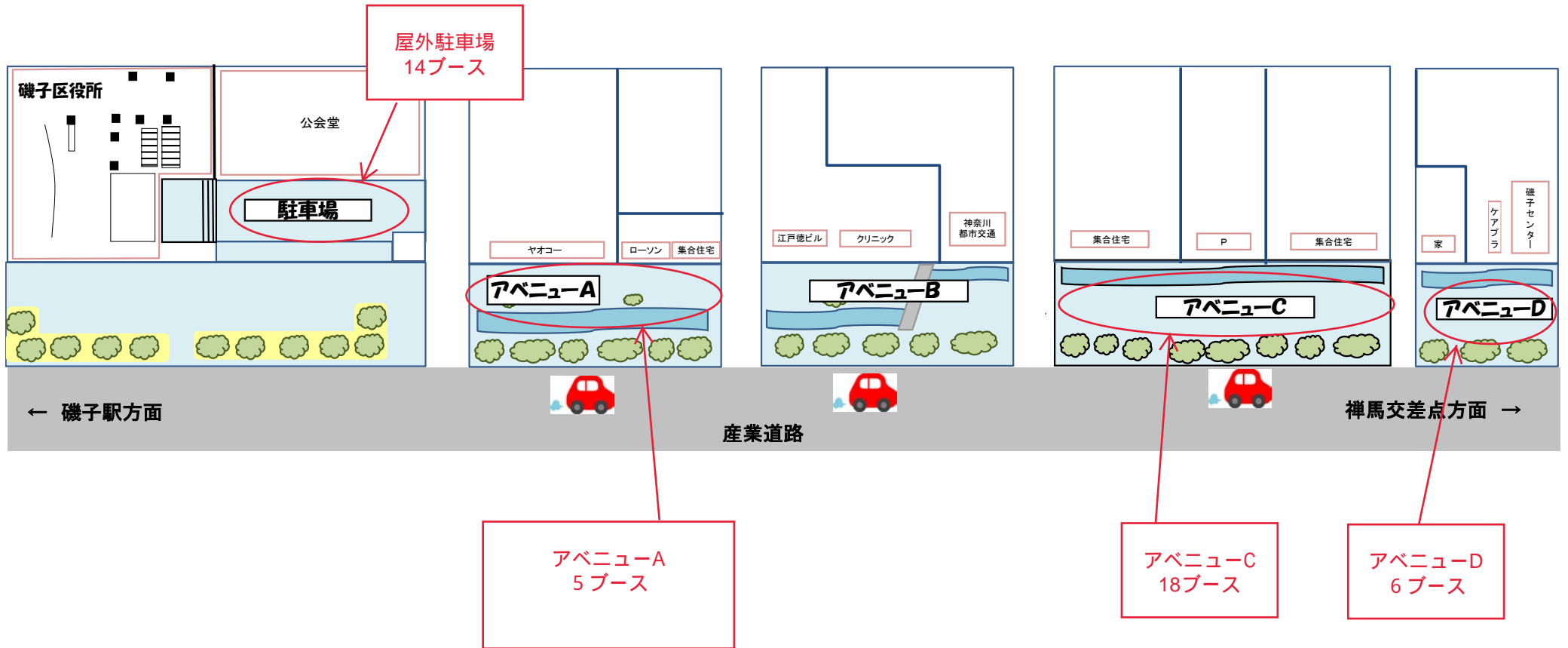
# 第47回 磯子まつり 出店者エントリーシート



団体概要	団体名				
	代表者名				
	連絡 担当	氏名			
		住所	〒	-	
TEL・FAX 携帯 eメール		TEL 携帯 eメール	FAX		
出店内容	販売物 出店物	※予定も含め、全て記載してください。			
	食品取扱	<input type="checkbox"/> 有（既製品の販売含む）	<input type="checkbox"/> 無		
	火気取扱	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	出店場所	ア 駐車場 4,000円 14団体募集 ※飲食出店優先 イ アベニューA 3,000円 5団体募集 ウ アベニューC 2,000円 18団体募集 エ アベニューD 1,000円 6団体募集  第一希望（ ） 第二希望（ ） 第三希望（ ） 第四希望（ ） ※上記（ ）内に出店希望場所記号（ア～エ）を記載ください。第二希望以下を未記載の場合、第一希望の抽選が外れてしまった場合には出店ができなくなりますので、ご了承ください。			
	有料貸出物品	<input type="checkbox"/> ア テント 3,500円 × 1張 ※食品を扱う店舗（既製品含）は必須 <input type="checkbox"/> イ テント横幕 3,000円 × 1張 ※食品を扱う店舗（既製品含）は必須 <input type="checkbox"/> ウ テーブル 1,000円 × 台 <input type="checkbox"/> エ イス 300円 × 脚 <input type="checkbox"/> オ 発電機 5,000円 × 台 ※消火器及びコードリール込み ※有料貸出物品を希望する場合は、□にチェックを記入してください。また、ウ、エ、オについては、必要数を記入してください。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてビニールシートもしくはアクリル板の設置を行うため、 <u>食品を取り扱わない店舗についても、テントもしくはテーブルのどちらかを必ず用意してください。</u>			
搬入車両用 駐車場	<input type="checkbox"/> 要 ※1台分まで。	<input type="checkbox"/> 不要			

磯子区内で活動を行っている事が分かる書類（団体規約、活動実績が分かる書類等）をこのエントリーシートとともに提出してください。

# 磯子まつり出店図



国道16号線

駐車場出口

磯子公会堂

区民ホール

広報相談係

屋外駐車場 14ブース

WC

ごみ  
ステーション

13

12

11

10

9

8

14

休憩所  
広場(駐車場)

7

駐車場入口

WC

1

2

3

4

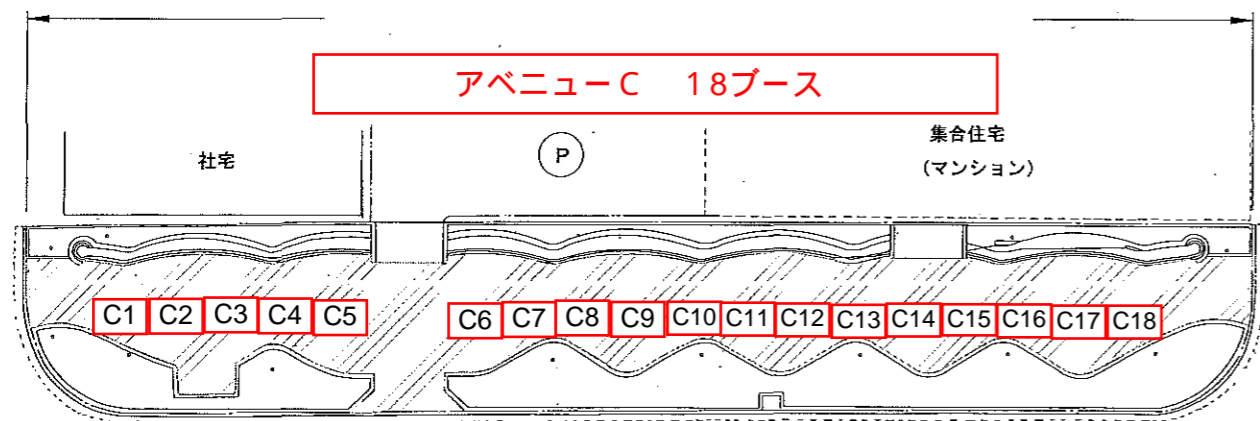
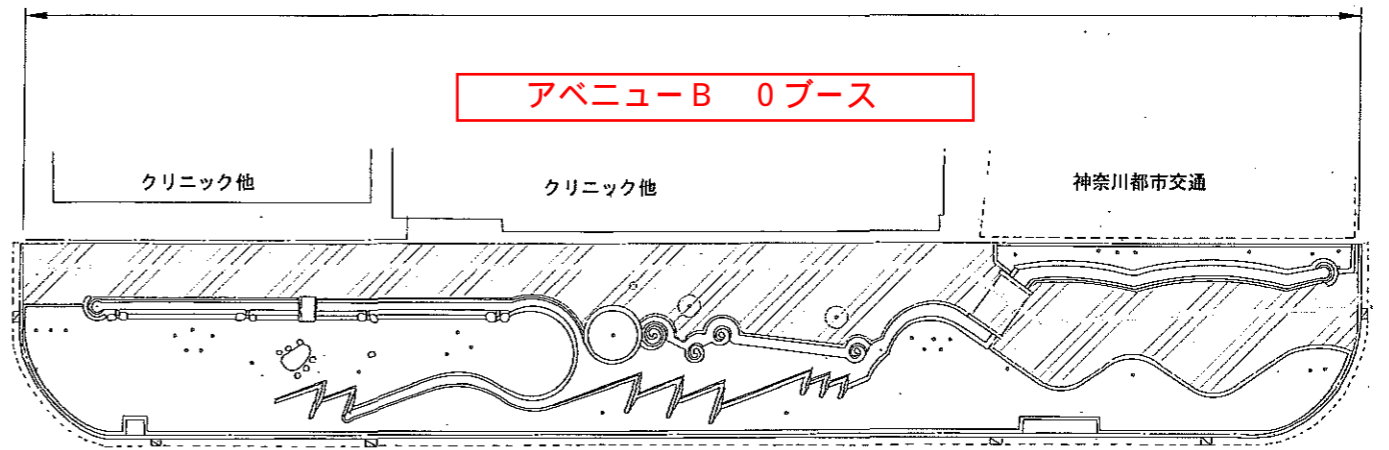
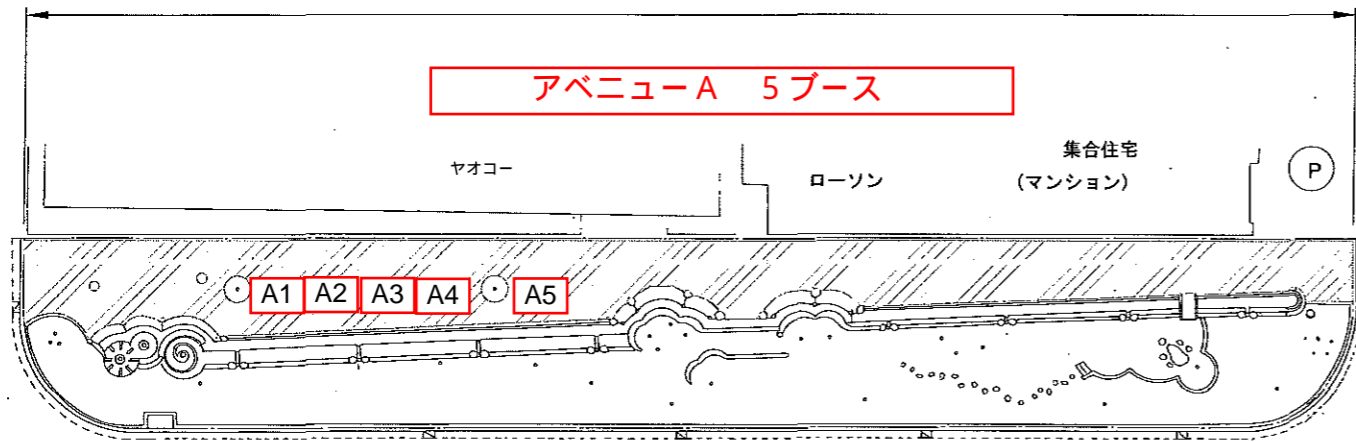
5

まつり  
本部

ヤオコー

磯子の上面地図

磯子産業道路





アベニュー-D 6ブース

磯子地域ケアプラザ

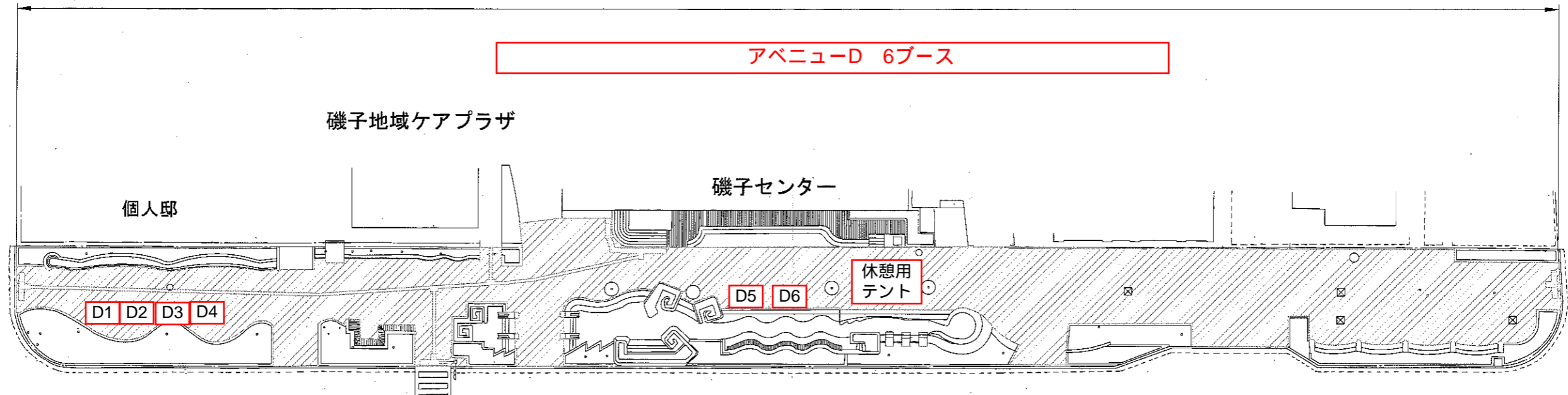
個人邸

磯子センター

休憩用  
テント

D1 D2 D3 D4

D5 D6





# 第47回 磯子まつり パレード出演者募集

## 1 概要

- (1) 日 時 令和5年9月24日(日) 10:30~12:00 ※開演時間変更の可能性あり
- (2) 会 場 磯子区総合庁舎前から神奈川都市交通前産業道路上 約250m(予定)
- (3) 募集数 25団体予定

## 2 応募の条件

- (1) 出演時間については、1団体15分を予定しております。
- (2) 出演にあたっては、1団体あたりの人数を30人までとしてください。
- (3) 主催者が求める感染拡大防止のための措置には、必ず従ってください。
- (4) 区民若しくは磯子区内で活動している団体であること。
- (5) 政治的、宗教的など公益を損なう恐れのある活動をしないこと。

※出演の可否については、7月上旬に主催者から通知書を送付させていただきます。

## 3 締切

裏面の応募用紙に記入のうえ、次のとおり提出してください。

応募期限：令和5年6月2日(金) 12時00分必着

(持参・郵送・ファックス・eメールいずれも可)

あて先：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

磯子区役所地域振興課 磯子まつりパレード担当

TEL 750-2392 FAX 750-2534 eメール [is-matsuri@city.yokohama.jp](mailto:is-matsuri@city.yokohama.jp)

## 4 出演の決定

出演の可否については、7月上旬に主催者から通知書を送付させていただきます。その際に、出演に関しご提出をいただく書類一式を同封させていただきます。

また、出演が決定した団体につきましては、説明会を開催する予定となっておりますので、必ず1名ご参加いただきますようお願いいたします。

## 5 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大、台風等の災害・選挙等に伴い、磯子まつりが中止又は開催内容が変更となる場合があります。その際の対応については、決定し次第ご連絡いたします。
- (2) 応募多数の場合には抽選を行います。抽選の結果、出演が出来ない場合がありますのでご了承ください。
- (3) 出演順番や控室等については、主催者が決定します。
- (4) 進行にあたっての指示や運営に協力が出来ない方、ルールを守れない方、その他虚偽の申請などがあった場合などは、出演をお断りすることがあります。
- (5) 搬入に使用する車については駐車場を用意します。裏面に搬入する予定の物品を記載ください。なお駐車場は有料となる場合もあります。
- (6) 主催者が撮影した写真や映像を広報用を使用する場合があります。

## 6 主催者・問合せ

主 催：磯子まつり振興委員会

問合せ：磯子区役所地域振興課 (TEL：750-2392、FAX：750-2534)



# 第47回 磯子まつり パレード出演応募用紙

団体概要	団体名				
	代表者名				
	連絡 担当	氏名			
		住所	〒 -		
TEL・FAX 携帯 eメール		TEL 携帯 eメール	FAX		
出演内容	ジャンル (いずれかに○をする)		1. 歩行のみ 2. 歩行をしながらの演奏 3. 歩行をしながらの演技 4. 決められた箇所での演奏 ※1箇所5分以内 5. 決められた箇所での演技 ※1箇所5分以内 6. 車両での出演 7. その他 ( ) ※決められた箇所とは、パレードエリア内に3箇所を予定しています。		
	雨天時の出演 (路上イベント中止の際)		雨天時、磯子公会堂(室内)での出演を、 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※出演内容により、希望されても出演できない場合があります。		
	出演数		出演者数 _____ 名、 出演車両台数 _____ 台		
	音響機材		<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない ※音源(CD等)をご用意いただき、音響機器を積載した台車を利用してパレードを進行する予定です。また、音源は7月下旬までにご提出をいただく予定となっております。		
	搬入物品用駐車場		<input type="checkbox"/> 要 ※1台分まで <input type="checkbox"/> 不要 搬入物品 ( )		
	その他				

※ リハーサルには対応できませんので、予めご了承ください。

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 自治会町内会 会計講習会の開催について

日ごろから、磯子区の地域振興にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、自治会町内会の会計について、PCを使用した講習会を実施いたします。各自治会町内会のご担当者様は、参加については是非ご検討ください。(会計を担当されている方であれば、どなたでもご参加いただけます)

### 1 会計講習会の内容

- ・自治会町内会の会計に関すること (一般的な流れの紹介等)
- ・磯子区自治会町内会用会計システムの操作方法等の説明、実際の入力作業等

※講習会当日は、会計システムを用いた実際の入力作業等を行います。可能な方は帳簿や入力内容を保存するためのUSBメモリをお持ちください。

### 2 開催日程

全4回のうちからご希望の日程をお選びください。

第1回 (初心者向け)	日程：7月1日 (土) 14時～17時	場所：磯子区役所7階701会議室
第2回 (初心者向け)	日程：7月6日 (木) 14時～17時	場所：磯子区役所6階602会議室
第3回 (上級者向け)	日程：7月11日 (火) 14時～17時	場所：磯子区役所7階702会議室
第4回 (上級者向け)	日程：7月15日 (土) 9時～12時	場所：磯子区役所7階701会議室

※講習会の内容は4回とも同じですが、第3回、第4回の上級者向けについては、エクセル等の基本的なPC操作ができる方の参加を想定しています。

※第4回のみ時間が異なりますので、ご注意ください。

### 3 申込方法等

裏面の申込書に希望する受講日程をご記入の上、ご提出をお願いします。

研修環境の都合上、各日程の講習会の参加者は7名定員とさせていただきます。自治会町内会での取りまとめは不要ですが、申込多数の場合、日程の変更や同一自治会町内会からの複数申込を制限させていただきます等、調整を行う場合がありますので御了承ください。

**申込期限：6月16日(金)**

メール、FAX、郵送又は、窓口への御持参にて御提出ください。

※申込書の様式URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

#### 【申込先・問い合わせ先】

磯子区役所地域振興課 金澤、中谷  
〒235-0016 磯子区磯子3-5-1  
電話：750-2391 FAX：750-2534  
E-mail：[is-chishin@city.yokohama.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.jp)

## 自治会町内会 会計講習会 申込書

- 1 お名前 \_\_\_\_\_
- 2 自治会町内会名 \_\_\_\_\_
- 3 ご連絡先（お電話番号） \_\_\_\_\_  
ご連絡先（メールアドレス） \_\_\_\_\_

※講習会の参加日時決定のご連絡をいたしますので、連絡のつく番号・アドレスを必ずご記入ください。

- 4 希望する講習会の日程

ご希望の日程を○で囲ってください。

申込人数によって、ご希望の日程に参加できない可能性があります。ご了承ください。

第一希望 : 7月1日(土)・7月6日(木)・7月11日(火)・7月15日(土)

第二希望 : 7月1日(土)・7月6日(木)・7月11日(火)・7月15日(土)

申込書は**6月16日(金)まで**に、メール、FAX、郵送又は、窓口への御持参にて、御提出ください。

※申込書の様式URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

### 【申込書の提出先】

磯子区役所地域振興課 金澤、中谷  
〒235-0016 磯子区磯子3-5-1  
(磯子区役所6階61番窓口)  
電話:750-2391 FAX:750-2534  
E-mail:[is-chishin@city.yokohama.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.jp)

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 会計システムアドバイザーを派遣します！

自治会町内会会計システムに係るアドバイザー派遣の募集を実施します。  
自治会町内会のご希望の場所に、アドバイザーが出張し、サポートします！  
【募集期間：令和5年5月17日（水）～令和6年2月15日（木）まで】

- 会計システムの操作方法で分からなくて困っていることがある
- 会計システムの効率的な活用方法を知りたい
- 会計講習会を受けたけど、自治会で今後会計事務をするときに、具体的に何から始めていけばよいか分からない

など、会計システムに関する様々なご相談にアドバイザーがお答えします！  
お気軽にお申し込みください！

※自治会町内会会計講習会の受講の有無を問わず、お申込みいただけます。

- 派遣か所：【先着順】5か所（予定）※自治会町内会または地区連合町内会
- 派遣場所：自治会町内会等の希望する場所（自治会館等）
- 派遣回数：1か所あたり1回（1回あたり1～2時間程度）  
（派遣後の1か月間は、フォローアップ期間として、電話やメール等での相談が可能です）
- 派遣を希望される場合は、裏面の派遣申込書をご記入のうえ、ご提出ください。

### 【アドバイザー：インターネットふれあい亭】

磯子区内のボランティア団体です。自治会町内会会計システム作成当初から、システムに係るサポートを行っています。

主な活動内容としては、磯子区民活動支援センター（磯子区役所7階）等で、「パソコン・スマートフォンお困り事相談会」の定期的な開催、

また、磯子区自治会町内会会計講習会の講師やWEB会議やスマートフォン講習会等を行っています。

### 【問合せ先】

磯子区地域振興課地域活動係 TEL:045-750-2391 FAX:045-750-2534

※自治会町内会会計システムは、下記 URL からダウンロードしていただくか、または電子ファイルが保存された CD-ROM を磯子区役所地域振興課でお渡ししています。

ダウンロード URL：<http://www.isogo-kurenkai.net/>（磯子区連合町内会長会 HP）  
（「zip ファイル」に圧縮した形式でダウンロードされます）

裏面あり

## 会計システムアドバイザー 派遣申込書

1 お名前（連絡担当者名） \_\_\_\_\_

2 自治会町内会名 \_\_\_\_\_

3 ご連絡先（お電話番号） \_\_\_\_\_

ご連絡先（メールアドレス） \_\_\_\_\_

※連絡のつく番号・アドレスを必ずご記入ください。

4 派遣を希望する時期【派遣期間：令和5年7月～】

例：○月上旬～中旬 など

\_\_\_\_\_

5 アドバイザーに相談したいこと

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

上記の申込情報については、申込後にアドバイザーに提供いたします。

後日、アドバイザーから直接、担当者様にご連絡しますので、日程調整等を行っていただきますようお願いします。

申込書は、メール、FAX、郵送又は窓口の御持参にて、ご提出ください。

申込期限：令和6年2月15日（木）

※申込が多数あった場合は、実施できない場合があります。

※申込書の様式 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/koushukai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html)

【書類の提出先・問い合わせ先】

磯子区地域振興課 金澤・中谷

電話：750-2391

FAX：750-2534

E-mail:is-chishin@city.yokohama.jp

コスモスミーティング、地区定例会等で地域の皆さまからいただいたご意見に対する磯子区役所の主な取組み

## I 地域の方と魅力にあふれるまち

### ○自治会町内会活動への支援

(予算概要:自治会町内会活動デジタル化支援事業 P4、自治会町内会振興事業 P7、健民祭応援事業 P9)

自治会町内会への加入率減少を転じるため、新たに SNS(ピアッツァ)を活用し自治会町内会活動の意義を発信するなど、デジタルツールを利用し新たな層への発信を進めます。

また、自治会町内会の担い手不足に対し役員を広く公募することを検討されている団体に区連会ホームページの活用も含め住民周知に向けた支援を行います。担い手不足の一員にもなっている会議や連絡など役員負担の軽減につながるデジタルツールの活用を支援します。さらに、地域のつながりづくりに重要な健民祭などの地域行事が安心して開催できるよう支援します。

### ○利便性の高い地域の交通環境醸成を支援

バスをはじめ地域の交通利便性向上のための支援をします。

### ○ごみ集積場所における環境改善への支援

地域外から分別されていないごみを持ち込まれてしまうなど、地域の方だけで解決することが難しいごみ集積場所の課題について、資源循環局磯子事務所と連携し、近隣住民へのポスティングやごみ集積場所へのポスター貼付など、それぞれの事情に沿った対策を講じ、ごみ集積場所の環境改善を支援します。



## II ともに支えあう暮らしやすいまち

### ○子育てしやすいまち・磯子の実現に向けた「地域全体での子育て支援」の推進(予算概要:子育て応援事業 P22)

安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、地域全体で子育てを支えていくため、子育て支援連絡会、民生委員児童委員協議会・主任児童委員連絡会などの機会をとらえ、昨今の子育てに関する課題や支援の取組をお伝えしていきます。また、出生を祝うアルバムにおける手形・足形用スタンプ台の地域の子育て支援施設への配置や、エリア別に遊び場等を紹介する「子育て応援マップ」の配布などを通じて、子育て家庭が地域の様々な場所に足を運ぶきっかけにするとともに、令和5年度に実施予定の「地域子育て支援拠点等における利用者のニーズ調査」における地区別のデータ等も活用しながら、地域での子育て支援を後押ししていきます。

### ○ともに支えあう暮らしやすいまち 見守り・助け合いの地域活動の住民への広報

#### (予算概要:磯子区地域福祉保健計画推進事業 P15)

スイッチ ON 磯子で取り組んでいる地域の見守り・助け合いの地域活動について、磯子図書館や区民ホールでのパネル展示や磯子まつりへのブース出展、広報よこはまへの特集記事の掲載(3月号)、有識者を招いての講演会などの広報・普及啓発を行っています。また、区社会福祉協議会や地域ケアプラザと協力した広報・普及啓発を行っています。

### ○地域における支え合いに繋げていくための買物支援

山坂が急でバス停が遠いエリアなどでは、買物に出かけることが困難であり、移動販売は大切な社会資源となっています。また、移動販売の場が住民どうしの交流や見守りの場にもなっていることから、取組を継続・発展していけるよう、引き続き区社協・地域ケアプラザ等と連携し支援していきます。

### Ⅲ 安全・安心なまち

#### ○自助・共助の取組み推進による地域防災力の向上(予算概要:地域と一緒に作る防災・減災事業 P28)

大地震や風水害に対する備えや避難行動等について、引き続き横浜市のパフレット『防災よこはま』などを活用し、区民の皆様に関わりやすくお伝えしていきます。また、令和5年度は新たに学校や地域で幅広く活用いただける啓発動画を作成し、防災意識の醸成と地域の防災活動への参加につながるよう発信していきます。

#### ○要援護者所在地が一目でわかるマップ化(予算概要:災害時要援護者支援事業 P32)

有事の際に使用する地域防災拠点別の名簿(全要援護者を記載)をマップ化し、有事の際の迅速な避難誘導等につなげられるようにします。また、平時の支援に同意している要援護者の町内会別の名簿のマップ化(名簿情報を区で保有しているもの)についても検討します。

#### ○放置自転車対策(予算概要:駅周辺安全確保事業 P33)

駅周辺における自転車等の放置を防止するため、啓発誘導員による啓発や啓発ポスターの掲示、駐輪禁止ステッカーの貼付など、地域特性に応じて地元と連携しながら対策を行うことで、きれいで安全なまちづくりを推進します。

## 突然やってきた点検業者、 その高額補修契約、大丈夫？

「屋根の点検と称し、突然来訪した事業者に『瓦が壊れている』と言われ、その場で高額な屋根の補修工事の契約をした。さらに後日再び来訪し、追加の工事が必要だと迫られた。

突然来訪して契約を迫る点検業者への相談が寄せられています。言葉巧みに不安をあおり、一度契約をすると、次々と契約を迫るケースも。

- その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談を！
- 必要のない契約はキッパリ断ろう！



～6月の消費生活教室のお知らせ～

「悪質な点検商法から身を守る」

令和5年6月29日(木)10:00～12:00

戸塚区役所8階大会議室A B

定員80名(当日先着順・直接会場へお越しください)



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **045-845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター 検索

# 令和5年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

## 目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

## 期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の1か月間

## スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり  
暴走は しない させない ゆるさない！

## 重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



### ◆◆◆令和4年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死者（人）	負傷者（人）		件数（件）		死者（人）	負傷者（人）
		構成率					構成率		
鶴見区	206	30.8%	2	177	金沢区	163	32.2%	1	147
神奈川区	114	31.4%	1	95	港北区	152	29.7%	0	138
西区	73	28.6%	2	63	緑区	104	28.0%	2	89
中区	105	27.3%	0	98	青葉区	150	27.6%	0	133
南区	129	39.3%	0	102	都筑区	118	26.9%	1	107
港南区	153	32.1%	0	146	戸塚区	189	36.8%	2	174
保土ヶ谷区	194	42.7%	0	177	栄区	63	32.6%	0	59
旭区	193	36.6%	1	183	泉区	87	32.0%	0	78
磯子区	107	34.4%	0	93	瀬谷区	117	31.3%	0	109

横浜市内全体	件数		死者		負傷者	
		全事故に占める割合		全事故に占める割合		全事故に占める割合
	2,417件	32.3%	12人	31.6%	2,168人	25.6%

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

## 横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

## 警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

## 教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進協議会が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

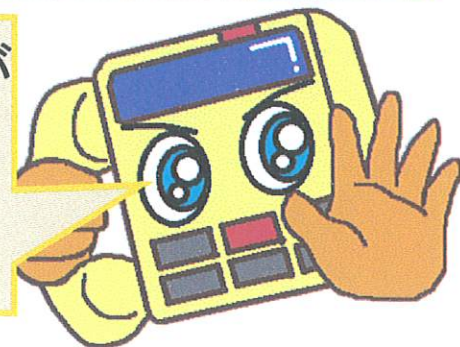
## 地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323

# 特殊詐欺の被害に遭わないために

特殊詐欺の犯人からの電話のほとんどが自宅の固定電話にかかってくる。  
犯人からの電話を受けないための固定電話対策が被害防止の第一歩です！！



ご存じですか？

特殊詐欺被害を防止するためのNTT東日本の取組

## ① ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者無償化受付 適用開始日：2023/5/1

70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。(申込制)

## ② 特殊詐欺対策サービスの無償化 申込受付期間：2023/5/1～2023/10/31

特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。

無償化適用期間(2023/5/1～2025/3/31) 無償化適用人数(5,000名を対象)

## ③ 電話番号の変更に関する工事費の無償化

特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客様からの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。

※NTT東日本・NTT西日本の2023年3月22日News Releaseより抜粋

これらの取組に関する詳細情報やお問い合わせは

NTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル 0120-722-455

〈営業時間：午前9時～午後5時（年末年始12/29～1/3を除きます）

に、電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

# 私たちはダマされません!

## 特殊詐欺撲滅

N T T 東 日 本 × 神 奈 川 県 警 察  
神 奈 川 事 業 部